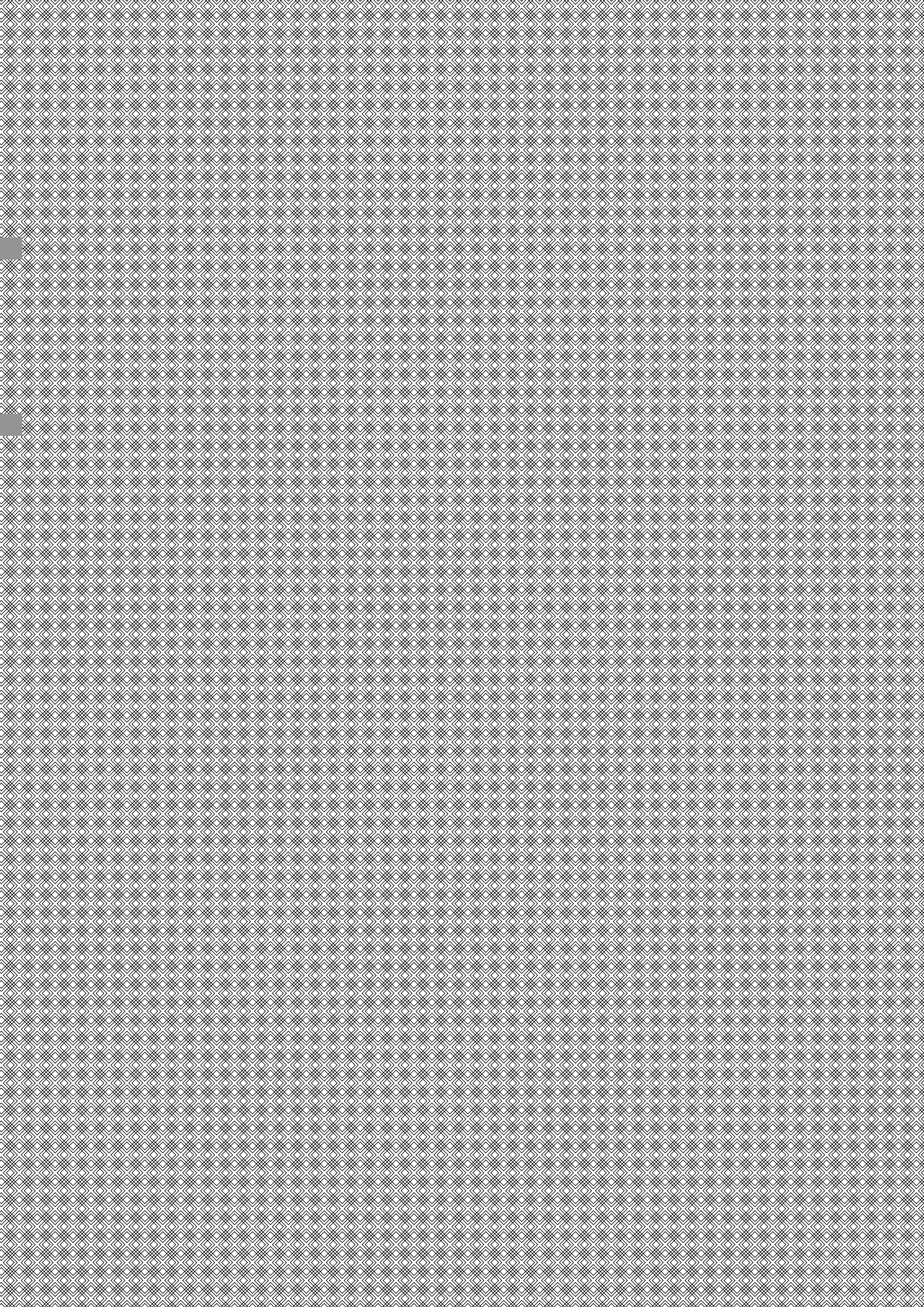


住民税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和6年4月5日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「I 1～I 5」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 ― 50 点 ―

問 1 (25 点)

令和 6 年度分の個人住民税における所得控除制度に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、次の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 所得控除制度の趣旨
- (2) 障害者控除の意義及び概要
- (3) 扶養控除の意義及び概要

問 2 (25 点)

給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度(退職所得の特別徴収を除く。)について、次の事項に言及しつつ述べなさい(定額減税の影響はないものとして記述すること)。

- ① 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- ② 給与支払報告書の提出義務
- ③ 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知
- ④ 給与支払報告書及び特別徴収税額通知の電子化

〔第二問〕 — 50 点—

X県Y市に住所を有する甲及び甲の家族の令和5年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切にX県及びY市に申告されている。

甲及びその家族が令和6年度分としてX県へ納付すべき県民税及びY市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された令和5年度分の個人住民税額(令和5年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

【問題の前提条件】

- 1 X県及びY市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。
- 2 Y市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第47条の3の規定に基づき、基本額を35万円、加算額を21万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていないものとする。
- 3 Y市は政令市に該当しないものとする。
- 4 令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の特別税額控除は実施していないものとする。
- 5 森林環境税については考慮しないものとする。

【資料】

(1) 甲(昭和40年8月20日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ A社から支払を受けた給与収入金額 12,100,000 円

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a 株式(非上場)	年1回	1月	令和5年5月15日	令和5年4月10日	360,000
b 株式(上場)	年1回	12月	令和5年2月16日	令和5年1月30日	140,000

(注1) a株式に係る収入は剰余金の配当である。

(注2) a株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において総合課税により申告されている。

(注3) b株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

③ 支払社会保険料 1,442,000 円

④ 支払一般生命保険料

- ・一般生命保険料(平成 23 年 5 月 14 日締結) 70,000 円
 - ・介護医療保険料(平成 27 年 3 月 10 日締結) 40,000 円
 - ⑤ 支払地震保険料
 - ・地震保険料(平成 24 年 7 月 29 日締結) 60,000 円
 - ⑥ 医療機関に支払った金額
 - ・甲の妻の疾病の診察・治療にかかった医療費 42,000 円
 - ・甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 250,000 円
 - ・甲の長男の子の疾病の診察・治療にかかった医療費 37,000 円
- (注) 生命保険契約に基づく保険金の支払いにより、甲の妻、甲の長男、甲の長男の子それぞれの医療費の半額分が補てんされている。

(2) 甲の妻(昭和 34 年 8 月 20 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額
 - ・ B 社から支払を受けた給与収入金額 7,130,000 円
 - ② 退職所得に係る収入金額等の明細
 - ・ 甲の妻の勤務状況
 - 昭和 63 年 4 月 1 日 B 社に就職
 - 令和 5 年 7 月 31 日 B 社を退職
 - ・ B 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 5 年 10 月 10 日支給) 19,800,000 円
 - ③ 一時所得に係る収入金額 750,000 円
- (注) 一時所得に係る収入金額を得るために支出した金額は 100,000 円である。
- ④ 支払社会保険料 1,070,500 円
 - ⑤ 支払個人年金保険料(平成 26 年 9 月 19 日締結) 30,000 円
 - ⑥ 令和 5 年中に支出した寄附金の額
 - ・ H 県に対して寄附した金額 10,000 円
 - ・ I 県に対して寄附した金額 15,000 円
 - ・ I 県 L 市に対して寄附した金額 10,000 円
 - ・ I 県 M 市に対して寄附した金額 20,000 円
 - ・ I 県 N 市に対して寄附した金額 5,000 円
 - ・ I 県 O 市に対して寄附した金額 25,000 円
- (注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、寄附先の自治体全ての領収書が添付されている。なお、寄附先の自治体は全て地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

(3) 甲の長男(平成 13 年 4 月 1 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の

状況

① 給与所得に係る収入金額

・ F 社から支払を受けた給与収入金額 924,500 円

② 甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。

(4) 甲の長男の妻(平成 11 年 12 月 31 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ G 社から支払を受けた給与収入金額 4,500,000 円

② 甲の長男の妻を名義人とする定期預金の利子 10,000 円

(支払日 令和 5 年 9 月 24 日、支払者の所在地 X 県)

(注) 甲の長男の妻を名義人とする定期預金の利子について源泉徴収されている。

③ 支払社会保険料 675,500 円

④ 令和 5 年中に支出した寄附金の金額

・ T 県 U 市に対して寄附した金額 27,000 円

(注) 甲の長男の妻は確定申告書を提出しておらず、T 県 U 市に対して寄附した金額については地方税法附則第 7 条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、T 県 U 市は地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

(5) 甲の長男の子(令和 3 年 6 月 6 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。

(6) 甲の父(昭和 19 年 12 月 12 日生)の所得等の状況

① 不動産所得に係る収入金額等の明細

・ アパートの賃貸料に係る収入金額 3,206,000 円

・ 必要経費 623,000 円

② 老齢厚生年金の収入金額 3,798,000 円

③ 支払社会保険料 497,750 円

(7) 甲の母(昭和 19 年 10 月 3 日生)(甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 甲の父の確定申告書において、甲の父の配偶者とされている。

② 身体障害者手帳を有しており、障害の程度は 1 級とされている。

③ 障害年金の収入金額 1,640,800 円

④ 雑所得に係る収入金額等の明細

・さし絵の報酬に係る収入金額	668,900 円
・必要経費	189,000 円

